

第2号議案

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成22年2月定例府議会に提出される次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成22年2月17日

大阪府教育委員会

(事件議決案)

大阪府立高等学校の授業料支払請求についての訴えの提起の件

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

第七条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校の授業料支払請求についての訴えの提起の件	<p>大阪府立高等学校全日制課程へ平成16年4月1日に入学し、平成19年3月1日付けで卒業した者が、度重なる催告にもかかわらず、平成16年度第3期分から平成18年度第4期分までの授業料を滞納し、現在に至るも支払いがない。</p> <p>そのため、平成21年11月5日に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行することとなった。</p> <p>当該訴訟への移行に伴う補正命令の補正期限が平成22年2月10日であることから、訴えの提起について知事の専決処分を行うもの。</p>
2	大阪府立高等学校の授業料支払請求についての訴えの提起の件	<p>大阪府立高等学校全日制課程へ平成17年4月1日に入学し、平成20年3月6日付けで卒業したが、度重なる催告にもかかわらず、平成18年度第3期分から平成19年度第4期分までの授業料を滞納し、現在に至るも支払いがない。</p> <p>そのため、平成22年1月28日に支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行することとなった。</p> <p>当該訴訟への移行に伴う補正命令の補正期限が平成22年2月10日であることから、訴えの提起について知事の専決処分を行うもの。</p>